

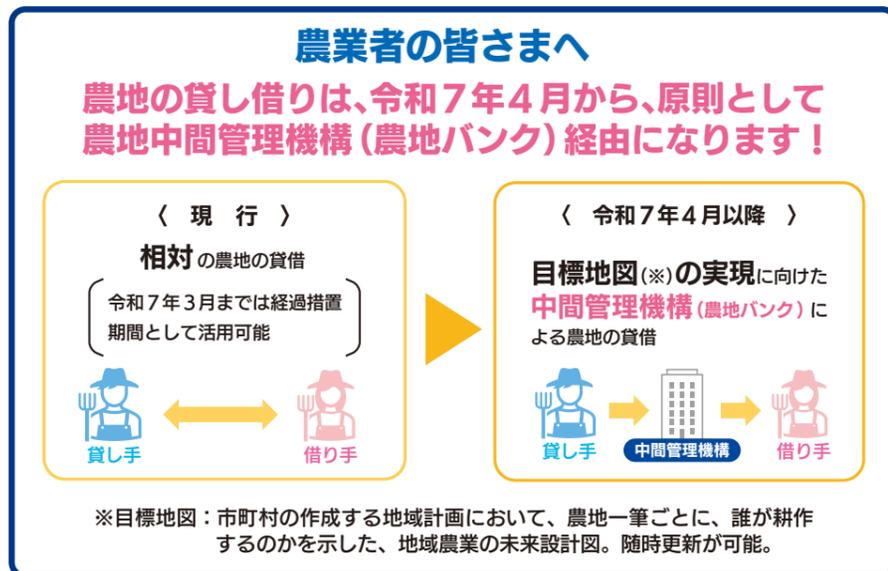
## 農地の利用権設定手続きが変わります

問 農業委員会事務局 ☎72-5176

関係法令の改正により、これまで行われてきた、農地の出し手・受け手の相対による利用権設定の契約は、令和7年3月31日をもって廃止され、令和7年4月1日以降は「公益社団法人 大分県農業農村振興公社（農地中間管理機構：農地バンク）」を経由する契約に統一されます。

加えて、今年度中に地域計画が策定された地域では、農地の出し手・受け手の相対による新規や更新の契約はできなくなり、農地中間管理事業による利用権設定に変わります。農地中間管理事業については、農政課（☎72-5167）へお問い合わせください。

なお、これまでの相対による契約は、貸借期間が終了するまで、または、解約するまで有効です。詳細は国東市農業委員会へお問い合わせください。



「貸借等は農地バンクへ」 農林水産省  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/nouchibank-71.pdf>  
 を加工して作成。

## 令和6年10月から児童手当制度が拡充されます

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎72-5114

児童手当の支給金額などが下記のとおり変更になります。

	令和6年9月まで	令和6年10月から
3歳未満	15,000円/月	15,000円/月
3歳～小学生	10,000円/月 第3子以降は 15,000円/月	10,000円/月 第3子以降は 30,000円/月
中学生	10,000円/月	
高校生	なし	
特例給付	あり	なし
所得制限	あり	なし
支給月	2・6・10月(年3回)	偶数月(年6回)



新たに手続きが必要となる方については、9月上旬に認定請求書を送付予定です。詳細は市ホームページでお知らせします。

## 移住定住の支援制度 (あなたの国東暮らしをサポートします)

問 まちづくり推進課 地域コミュニティサポート係 ☎72-5186

市では、さまざまな支援制度を設けて移住者の経済的な負担を軽減し、市への移住をサポートします。詳細はお問い合わせください。

### ① 移住応援給付金

県外・県内から市に転入された方へ給付金を交付します。

県外転入世帯：子育て世帯30万円  
 その他世帯20万円  
 県内転入世帯：10万円



### ② 移住支援金

県外から市に転入された方で、就職（一般・専門人材）、テレワーク、関係人口、起業に関する要件を満たす場合に支援金を支給します。

複数世帯：100万円 単身世帯：60万円  
 ※他の移住支援に係る補助金と併用ができません。

### ③ Uターン支援住宅改修補助金

市外居住の市内出身者などが定住のために実家などを改修する場合の費用を助成します（30万円以上の市内業者工事が対象）。

1年以上居住者の居ない実家を  
 改修する場合：上限50万円  
 1年以内に居住実態のある実家を  
 改修する場合：上限30万円

※工事対象経費の2分の1を助成します。  
 ※事前申請が必要です。

### ④ 空き家バンク物件改修補助金

空き家バンクを通して物件を購入もしくは賃貸された方に物件の改修費を助成します（30万円以上の市内業者工事が対象）。

県外転入者：上限100万円  
 県内転入者：上限50万円



※工事対象経費の2分の1を助成します。  
 ※事前申請が必要です。

### ⑤ 空き家バンク物件購入補助金

空き家バンクを通して物件を購入された方に購入費を助成します。

県外転入者：上限100万円  
 県内転入者：上限50万円  
 市内定住者：上限50万円

※取得額の2分の1を助成します。



### ⑥ 空き家バンク家財道具処分補助金

空き家バンクに物件を登録している方が、登録物件の家財を片付ける際にかかった費用（上限10万円）を助成します（市内業者が行った家財処分が対象）。

※事前申請が必要です。

### ⑦ 集落加算金

高齢化率が60%以上の地区へ移住し、世帯主が55歳以下の空き家バンク物件を購入された転入者の方に対して20万円支給します。

### ⑧ 移住者ペーパードライバー卒業支援事業

車の運転に不安のある移住者の方を支援するために、ペーパードライバー講習にかかる費用（講習1回あたり5,010円）を最大2回まで助成します。

※事前申請が必要です。

### ⑨ 若者定着奨学金返済支援事業

令和4年4月以降に市内で就職し、かつ市内に居住した方に対し前年に返還した奨学金の3分の2を補助します（大学・大学院・短大などに在学中利用した奨学金が対象）。

補助額：前年に返還した奨学金額の3分の2  
 （上限20万円）

補助上限額：200万円（最長10年間）  
 申請期間：毎年1月～2月

※詳細は観光・地域産業創造課（☎72-5183）までお問い合わせください。